

○ようこそ辰野へ宿泊助成金交付要綱

令和3年3月29日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民をはじめ長野県民の宿泊利用を促進し、観光、飲食、物販等に幅広い経済波及効果を生み出すことを目的として、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により業績が落ち込んでいる町内の宿泊施設に対し、ようこそ辰野へ宿泊助成金（以下「宿泊助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設のうち、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業をいう。ただし、従業員等の福利厚生を目的とする保養所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。

(2) 宿泊事業者 宿泊施設において旅館業を営む者をいう。

(3) 住宅宿泊施設 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅をいう。

(4) 住宅宿泊事業者 住宅宿泊施設において住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者をいう。

(5) 宿泊料金 宿泊に係る基本宿泊料及びサービス料をいい、消費税及び入湯税を含むものとする。

(交付対象者)

第3条 宿泊助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、宿泊事業者又は住宅宿泊事業者であって、町内の宿泊施設又は住宅宿泊施設において当該事業を営むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、辰野町暴力団排除条例（平成24年辰野町条例第29号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は交付対象者としなない。

(宿泊助成金対象施設の認定)

第4条 宿泊助成金の交付を受けようとする交付対象者は、あらかじめ、ようこそ辰野へ宿泊助成金対象施設認定申請書（様式第1号）を、認定を受けようとする施設ごとに町長に提出し、認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、宿泊助成金対象施設として認定することを決定したときは、当該申請者によるようこそ辰野へ宿泊助成金対象施設認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(宿泊助成金対象経費及び宿泊助成金の額)

第5条 宿泊助成金対象経費及び宿泊助成金の額は、前条第2項の規定により認定を受けた宿泊助成金対象施設の長野県に居住する者の宿泊料金の総額から宿泊事業者又は住宅宿泊事業者が割引を行った

額（以下「宿泊割引」という。）とし、1人1泊あたり3,000円とする。ただし、1人1泊の宿泊料金が3,000円に満たない場合は、宿泊助成金の額の算定に含めないものとする。

（宿泊助成金対象期間）

第6条 宿泊助成金対象期間は、令和3年4月17日のチェックイン以後の宿泊から令和4年2月1日のチェックアウトまでの宿泊とする。

（交付の条件）

第7条 宿泊助成金の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 宿泊事業者及び住宅宿泊事業者は、宿泊割引を受ける個人又は団体ごとにようこそ辰野へ宿泊助成金利用承諾書（様式第3号）の提出を受けること。この場合において、宿泊事業者及び住宅宿泊事業者は長野県に居住していることを確認するため、身分証の確認を行うこと。

(2) 宿泊事業者及び住宅宿泊事業者は、長野県が実施する新型コロナ対策推進宣言事業の取組み、業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策等を行うこと。

（交付申請等）

第8条 第4条第2項の認定を受けた者が宿泊助成金の交付を受けようとするときは、次の関係書類を添えてようこそ辰野へ宿泊助成金交付申請（実績報告）書兼請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(1) 宿泊助成金内訳明細書

(2) 前条第1号の規定により提出を受けたようこそ辰野へ宿泊助成金利用承諾書

(3) 宿泊割引を受ける個人又は団体ごとの宿泊料金の内訳が分かる請求明細書又は領収書等の写し

2 前項の申請は、令和4年2月28日までに行わなければならない。

（交付決定）

第9条 町長は、ようこそ辰野へ宿泊助成金交付申請（実績報告）書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、交付を行うことを決定したときはようこそ辰野へ宿泊助成金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、交付を行わないことを決定したときはようこそ辰野へ宿泊助成金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、宿泊助成金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により宿泊助成金の交付を受けたときは、宿泊助成金の交付の決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により宿泊助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る宿泊助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。